

写) 正副連盟長、正副理事長、理事、事務局長・次長、県副コミッショナー

令和 5 年 9 月 26 日

地区委員長

地区コミッショナー

団委員長

隊指導者

日本ボーイスカウト千葉県連盟

県コミッショナー 片寄 朗

自転車乗車時のヘルメット着用について

道路交通法の一部改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)により、全ての自転車利用者に対しヘルメット着用が努力義務となっています。スカウト活動の集散、あるいは活動としてのサイクリングなどで、自転車を利用する場面が多くあります。特に「自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」をスカウト活動において推進いただくようお願い申し上げます。

これまでのスカウト活動においての事故について、「そなえよつねに共済」で取り扱った事故データ分析から、「移動中の事故」が多く発生しており、交通ルールの遵守はもちろん、自転車乗用のヘルメット着用など、事故の発生の抑止とケガの防止に努める必要があります。スカウティング誌本年 1 月号の「野外活動のための安心・安全講座」でも自転車での事故、安全な利用について取り扱っていますので、ぜひ、ご参照ください。こちらは日本連盟ホームページからもご覧いただけます。

以上、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 道路交通法第 63 条の 11 の一部改正

【自転車の運転者等の遵守事項】

- (1) 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- (2) 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- (3) 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

2. 日本連盟ホームページ掲載「野外活動のための安心・安全講座 2022 年発行版」

<https://www.scout.or.jp/member/wp/wp-content/uploads/2023/06/safetybook2022.pdf>

以 上

《本件に関する問い合わせ》 地区コミッショナー経由、県コミッショナーまで